

家畜衛生情報



令和6年3月25日
(通算第656号)
問い合わせ先
長野県庁家畜防疫対策室
電話 026-235-7232

令和6年度の死亡牛のBSE検査搬入受入日について

死亡牛は以下の受入日時に搬入をお願いします。

- 開庁日の受入：平日（原則、13時から15時まで）
- 長期連休の受入：令和6年5月4日（土）（原則、9時から15時まで）
- 年末年始の受入：令和6年12月30日（月）、令和7年1月3日（金）
（原則、9時から15時まで）
- 搬入日程の詳細は、2枚目をご覧ください。

BSE検査対象牛について

以下の（ア）、（イ）の牛は、BSE検査を行う必要があります

（ア）全月齢の特定症状^{※1}を呈する牛

※1

治療の効果が期待できない進行性の次の行動変化

- ①興奮しやすい ②音や光・接触等への過敏な反応
- ③群内序列の変化 ④搾乳時の持続的な蹴り
- ⑤頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し
- ⑥扉や柵等の障害物におけるためらい等の行動変化があった牛

（イ）全月齢の特定症状以外のBSEが否定できない 症状^{※2}を呈する牛

※2

犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの（感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く）

- 特定症状を呈す牛、BSEが否定できない症状を呈する牛は法律でBSE検査が義務付けられています。死亡牛は、個体識別番号・耳標等により必ず月齢を確認してください。
- 死亡牛の死体の処理は、必ず専門業者に委託してください。許可なく埋却することは、禁じられています。
- 特定症状を呈す牛、BSEが否定できない症状を呈する牛は獣医師の検案書を添付してください。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232

